

液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 (2009)の改正について

1. 見直しの主旨

KHKS 0126は、液化石油ガス用容器バルブの国際規格ISO 15995を基本として、バルブ製造者に求められる品質管理体制並びにバルブの設計、製造及び試験を示した「液化石油ガス容器用弁品質管理指針」(KHK E 010(1979制定-1984改正))の一部を取り込み、平成16年に制定された基準である。その後、平成21年に改正され、最終改正から4年が経過したため、定期的な見直しを行うものである。

2. 前回改正の主な内容

- (1) 本基準で引用する規格の最新版の適用及びISO規格の年度版指定
(例 JIS B 8246(2004)←JIS B 8246(1996)、ISO 11114-1(1997)←ISO 11114-1)
- (2) 基準の編集方法について日本工業規格(JIS Z 8301)に準拠するための改正

3. 改正要望

本規格の見直しにあたって、関係団体に改正要望の調査を行ったところ、別紙のとおり改正要望(日本高圧ガス容器バルブ工業会)があったため対応を検討した。

4. 引用規格の確認

本基準で引用しているJIS規格及びISO規格のうち、改正されている規格及び本基準の技術的内容を伴う主な改正点を以下に示す。

改正された引用規格	技術的内容の変更を伴う主な改正点
JIS Z 2704(2000) → (2009) 「圧縮及び引張コイルばね—設計・性能試験方法」	・ばねの横弾性係数に係る有効数字が変更(2桁→3桁)
JIS G 4314(1994) → (2013) 「ばね用ステンレス鋼線」	特になし
JIS H 3100(2006) → (2012) 「銅及び銅合金の板並びに条」	特になし
JIS H 3250(2006) → (2010) 「銅及び銅合金棒」	特になし

JIS Z 2201(1998) → 廃止 「金属材料引張試験片」	(JIS Z 2241 に統合)
JIS Z 2241(1998) → (2011) 「金属材料引張試験方法」	(JIS Z 2201 の廃止に伴い、試験片の規定が附属書に追加された。)
ISO 11114- 2 (2000) → (2013) 「Transportable gas cylinders - Compatibility of cylinder and valve materials with gas contents : Part2:Non - Metallic materials」	・ポリ塩化ビニル、ポリウレタンゴム等が追加され、それぞれガスとの適合性を示す表が追加

5. 改正内容

以下の内容について改正案を作成した。

- (1) 改正要望の対応
- (2) 本基準で引用する規格の最新版の適用
- (3) 基準の編集方法について日本工業規格（JIS Z 8301）に準拠
- (4) 表現の見直し、誤字・脱字の訂正

改正要望

No.	項目番号	改正案	理由又は技術的根拠等	事務局対応
1	目次	『6.21 高温加圧試験』となっているところを 『6.21 高圧加圧試験』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
2	目次	『6.28 耐久気密試験』となっているところを 『6.28 耐熱気密試験』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
3	1.2	『JIS Z 2241(1998)「金属材料引張試験片」』となっているところを 『JIS Z 2241(2011)「金属材料引張試験方法」』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
4	2.2 b)2) 表 2	『・・・試験片は JIS Z 2201(1998)「金属材料引張試験片」の 4号試験片とする。』となっているところを 『・・・試験片は <u>附属書D</u> の4号試験片とする。』に変更する	最新 JIS との整合化のため	案の内容を踏まえて修正
5	2.2 b)2) 表 2	『JIS H 3250(2006)「銅及び銅合金棒」の「6.5 時期割れ試験」 による。』となっているところを 『JIS H 3250(2010)「銅及び銅合金の棒」の「 <u>7.5</u> 時期割れ 試験」による。』に変更する	最新 JIS との整合化のため	案のとおり修正
6	2.6 a) 表 3	横弾性係数が『 78×10^3 69×10^3 74×10^3 』となってい るところを 『 7.85×10^4 6.85×10^4 7.35×10^4 』に変更する	最新 JIS との整合化のため	案のとおり修正
7	3 図 1	『グラントパッキン』となっているところを 『バックパッキン』に変更する	LP ガス販売事業者用保安教育指 針 KHKS 1701 においてバック 漏れ時の非常時対応として「バ ックパッキン」との名称で紹介 されているため (258 ページ)	案のとおり修正
8	6.2.1 b)	『型式 (上記(1)に基づき・・・)』となっているところを 『型式 (上記 <u>a</u>)に基づき・・・』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
9	6.4.2	『試験は、次の(1)から(4)まで・・・』となっているところを 『試験は、次の <u>a</u>)から <u>d</u>)まで・・・』に変更する	誤記のため	案のとおり修正

10	6.4.3	同上	誤記のため	案のとおり修正
11	6.5.2 b)	『弁体シートは取り外すこと。』となっているところを 『弁体はシートのないものに交換すること。』に変更する	シートは弁体に取り付け後、加締め加工してあり取り外すことができないため。	弁体シートが取り外せないものについて規定
12	6.6.2	『試験は、次の(1)及び(2)に定めるところによる。』となっているところを 『試験は、次の a) 及び b) に定めるところによる。』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
13	6.8.2	『試験は、次の a) から g) までに定めるところによる。』となっているところを 『試験は、次の a) から <u>g</u>) までに定めるところによる。』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
14	6.9.2	『試験は、次の a) から b) に定めるところによる。』となっているところを 『試験は、次の a) から <u>d</u>) に定めるところによる。』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
15	6.22.2	『f)』となっているところを 『e)』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
16	6.22.2	『g) f) の後・・・』となっているところを 『f) e) の後・・・』に変更する	誤記のため	案のとおり修正
17	6.23.2 b)	『試験媒体は、空気又は不活性ガスであること。』となっているところを 『試験媒体は、空気又は <u>窒素</u> ガスであること。』に変更する	他の試験項目でも窒素ガスとしているため	案のとおり修正
18	6.31.2 a)	『・・・試験番号 13 に定める試験回数／個に・・・』となっているところを 『・・・試験番号 13 に定める <u>試験温度及び</u> 試験回数／個に・・・』に変更する	他の試験項目と同じく表 11-2 では「試験温度」が設定されているため	案のとおり修正